



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
秋田労働局

## Press Release

報道関係者 各位

平成 28 年 9 月 15 日

【照会先】

秋田労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 金澤 勲

課長補佐 齊藤 一弥

電 話 018-883-0010(内線 120)

### 大館公共職業安定所における文書の紛失について

秋田労働局（局長 松本安彦）は、大館公共職業安定所（所長 花田幸隆）における個人情報の紛失について、下記のとおりその事実を確認の上、必要な措置を講じましたので概要をお知らせします。

#### 記

##### 1 概要

大館公共職業安定所（以下「大館所」という。）において、同所が保管していた特定求職者雇用開発助成金<sup>※1</sup>の書類が紛失するという事案が発覚した。

紛失した書類は、事業主から提出された同助成金の支給申請書の控えなどであり、支給対象者 1 名分の情報<sup>※2</sup>と申請事業主名、事務担当者名が含まれている。

※1 特定求職者雇用開発助成金は、高齢者や障害者などの就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成する制度。

※2 紛失した書類に記載されていた支給対象者の情報は、次のとおり。

氏名、住所、生年月日、雇用保険被保険者番号、雇用保険加入事業所加入期間、障害種別、勤務の記録、給与の明細等

##### 2 事実経過

- 平成 28 年 9 月 2 日、大館所の担当職員が特定求職者雇用開発助成金のファイルを確認したところ、1 件分の支給申請書の控え等が綴られていないことに気づき、大館所の職員により所内を捜した。
- 9 月 5 日～9 日、紛失した原因等を特定するため、大館所職員の聴取等を行うとともに、報告を受けた労働局の職員も加わり、引き続き大館所内を捜すも、当該控え等を見つけ出すことができなかった。
- 9 月 12 日、大館所長及び担当職員は申請事業所を訪問し、同社統括リーダー、事務担当者及び支給対象者に対し、経緯を説明するとともに、謝罪を行い、了解を得た。
- 紛失した書類は現在においても発見には至っていないが、外部に持ち出された形跡はなく、担当職員が、支給申請書正本等の労働局送付処理後に、大館所用控えをただちに所定のファイルに編綴せず、その日の夕方に通常シュレッダーにかけられる書類と混同してシュレッダーにかけ、細断・廃棄してしまった可能性が高いと判断される。

### 3 発生原因等

担当職員が個人情報を含む文書の保管作業を適正に実施しなかったことのほか、大館所においてはシュレッダーによる細断作業を行う際、1枚ずつ確認した上で廃棄するという基本動作が徹底されていなかったなど、個人情報を含む文書の管理が適正に実施されていなかったことが、今回の紛失につながったと考えられる。

### 4 再発防止策

#### (1) 大館所の再発防止策

平成28年9月6日に緊急職員会議及び9月7日に緊急非常勤職員会議を開催し、所長から個人情報編綴時の複数の職員による書類保管チェックと当該チェック記録の保存、文書を発送する際の複数の職員によるチェックの徹底、個人情報漏えい防止に係る基本動作の徹底を指示した。

#### (2) 秋田労働局の再発防止策

秋田労働局職業安定部長は、緊急の再発防止策として、次の内容の防止策を県内全公共職業安定所に文書により指示した。

- ・処理過程にある文書や決裁中の文書については、退庁時に所定の保管場所への格納を徹底すること。
- ・所定の保管場所から個人情報を含む文書を取り出す場合は、管理者の了解のもとで実施する等、文書の保管・管理について複数の職員による確認を徹底すること。
- ・誤細断防止のため、シュレッダー機前へのポスター掲示等による注意喚起、シュレッダー付近の整理整頓の徹底及び複数の職員により1枚ずつ確認した上で細断することを徹底すること。

また、上記内容とともに文書管理・保管方法等の徹底を図るため、緊急労働基準監督署長・公共職業安定所長会議を開催することとした。